

行政文書一部公開決定通知書

7 観名保第 29 号
令和 7 年 6 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 広沢 一郎



令和7年5月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 7 年 6 月 20 日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	別紙のとおり		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備課 TEL 052-231-2488		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

1 行政文書の名称

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会（第12回）

- (1) 議事録
- (2) 会議次第、出席者名簿
- (3) 資料1-1 名古屋城天守閣整備事業令和7年次石垣保存対策工事の概要
- (4) 資料1-2 価格交渉の内容
- (5) 資料1-3 名古屋城天守閣整備事業令和7年次石垣保存対策工事 参考価格比較表
- (6) 資料1-4 工事図面
- (7) 資料2-1 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の概要
- (8) 資料2-2 価格交渉の内容（名古屋城木造天守閣実物大階段模型及び展示施設棟建設工事）
- (9) 資料2-3 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の追加の木材保管費 参考価格比較表
- (10) 参考資料1 竹中見積りとの比較（保管管理費）
- (11) 参考資料2 竹中見積りとの比較（保管庫賃料）
- (12) 共用資料1 名古屋城天守閣整備事業令和7年次石垣保存対策工事見積書（竹中工務店）
- (13) 共用資料2 名古屋城天守閣整備事業令和7年次石垣保存対策工事積算書（名古屋市）
- (14) 共用資料3 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の追加（その4）見積書（竹中工務店）
- (15) 共用資料4 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の追加の木材保管費積算書（名古屋市）

2 行政文書の一部を公開しない理由 ※数字は上記資料に付した番号と対応

- ・(1), (2)につきましては、各評価委員の氏名等を公にすることにより今後の意見聴取会における率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）、該当箇所を非公開とします。
- ・(1), (5), (7), (9), (10), (11), (12), (13), (14), (15)につきましては、工事費の積算等に関する部分は、公にすることにより名古屋城天守閣整備事業に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）、該当箇所を非公開とします。
- ・(12), (14)につきましては、行政文書に押印されている代表者印は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与える可能性があるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号）、該当箇所を非公開とします。

3 非公開の理由

- ・議事録の音声データにつきましては、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号）及び名古屋城天守閣整備事業に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）、非公開とします。